

人々茂、隨分氈服を用ひ、京羽二重等惣而唐糸織之類者堅無用可仕候。其外之詰人は猶以之事情間、絹・紬之外は一向無用に可仕事。

一、近年男向者、氈服茂着用之人々少々相見え候得共、女中之衣類相改り不申、華麗之至候。畢竟父・夫等不覺悟之儀に候間、男向に准、氈服を着用爲仕可申候。召仕之女共は猶更急度可申付事。

但、内證方に而者妻女・娘等衣類に不限、惣而之爲躰事之外分眼を越、重々敷仕形共茂有之様子に候。作法は宜様有之候得共、左様に而者無之、借上餘情之ためにおのづから召仕之女茂相増候様罷成候。一向ケ様之緩急は有之間敷儀に候條、家内之者共茂嚴重に可申付事。

一、町人・百姓は、奉行・支配人より嚴重に申渡候躰には候得共、妻女・娘等衣類を初、華麗之躰有之様子に候間、彌嚴重可申渡事。

附札に、町人・百姓近年別而華美に相見え、妻子等は勿論之儀に候。ケ様之儀無之様、奉行・支配人より急度可申渡事。

朱書。以上衣類之分。餘事は省之。

覺

一、拜領仕候御紋付之衣服は、唯今之通り用可申儀与奉存候。

附札に、拜領仕候御紋付衣服は無構着用可仕事。

一、公方様・御三家様等より拜領之卷物等、時々入御覽申候に付、不苦儀と相心得申候。御前より拜領物茂、右同事相心得可申儀与奉存候。但、是以後は御横目茂相届可致着用候哉。

附札に、御紋付之外拜領之卷物は、下着等に用ひ候儀は各別、上着には無用之事。

一、羅紗合羽之事。御城御玄關并上野増上寺に御供之者は着用可仕候哉。他之御家來茂、右御供之節致着用候間、向後茂着用可仕与奉存候。

附札に、此通。

一、羅紗火事羽織等之事。是以他之御家來茂一統着用仕儀御座候。仕立之儀は、隨分軽く拵候而用候様可仕哉。

附札、羅紗火事羽織之儀、只今改申には不及候。拵申者ほうんさい・もんは・とろめん等之類に而拵可申候。入交申儀は御構無之事。

一、於江戸御供・御使・御給仕等に、絹・紬用可申候。唐糸織之類は用申間敷旨被仰渡候得共、上下、羽織等之裏には、是以後茂唐かいき并茶宇嶋等用ひ候様仕度奉存候。唐かいき等、四冊之御定に茂御免候間、是等爲用申心得に御座候。

附札に、此通。

一、道中駕籠乗用之儀、五十歳以上之者は、金澤に而茂御免之儀に候間、道中之儀茂承届可申与奉存候。

附札に、此通。

右品々如此可有御座候哉与奉存候得共、一往御尋申上候。以上。

三月十七日

小堀左兵衛

平田外記

三輪藤兵衛

横山大和守様

西尾隼人様

一〇 火事之儀御定

(寶曆九年) 二月

此間御覽被遊候得者、惣而火事裝束華美に候。御歩等之者共、胸懸に茂色々模様をいたし候。向後爲致無地可申候。然共小く紋抔付候儀は各別に候。御歩以上も隨分氈相に爲致可申候。急に而者人々指問可申候。寄々改させ可申候。

一、御供・御給仕等之裝束茂、去年御發駕前被仰出候得共、未宜敷有之候。彌氈服を用ひ候様可申渡候。畢竟勝手不始抹に而は、交代之節別而つかへ可申候。頭々指引等閑無之様可相心得候。

右之通被仰出候條、被得其意、組・支配之面々に可被申渡候。組等之内裁許有之人々に茂、不相洩様可被申聞事。

金澤中侍屋敷・町方・地子町、其外いづれの居屋敷によらず、火之廻り無沙汰無之様に、下々可申付候。若火事出來候は、火本之儀は勿論、風下二三軒下々、急度可被遂御穿鑿候條、右之通被得其意、被召仕候下々堅可被申付候。